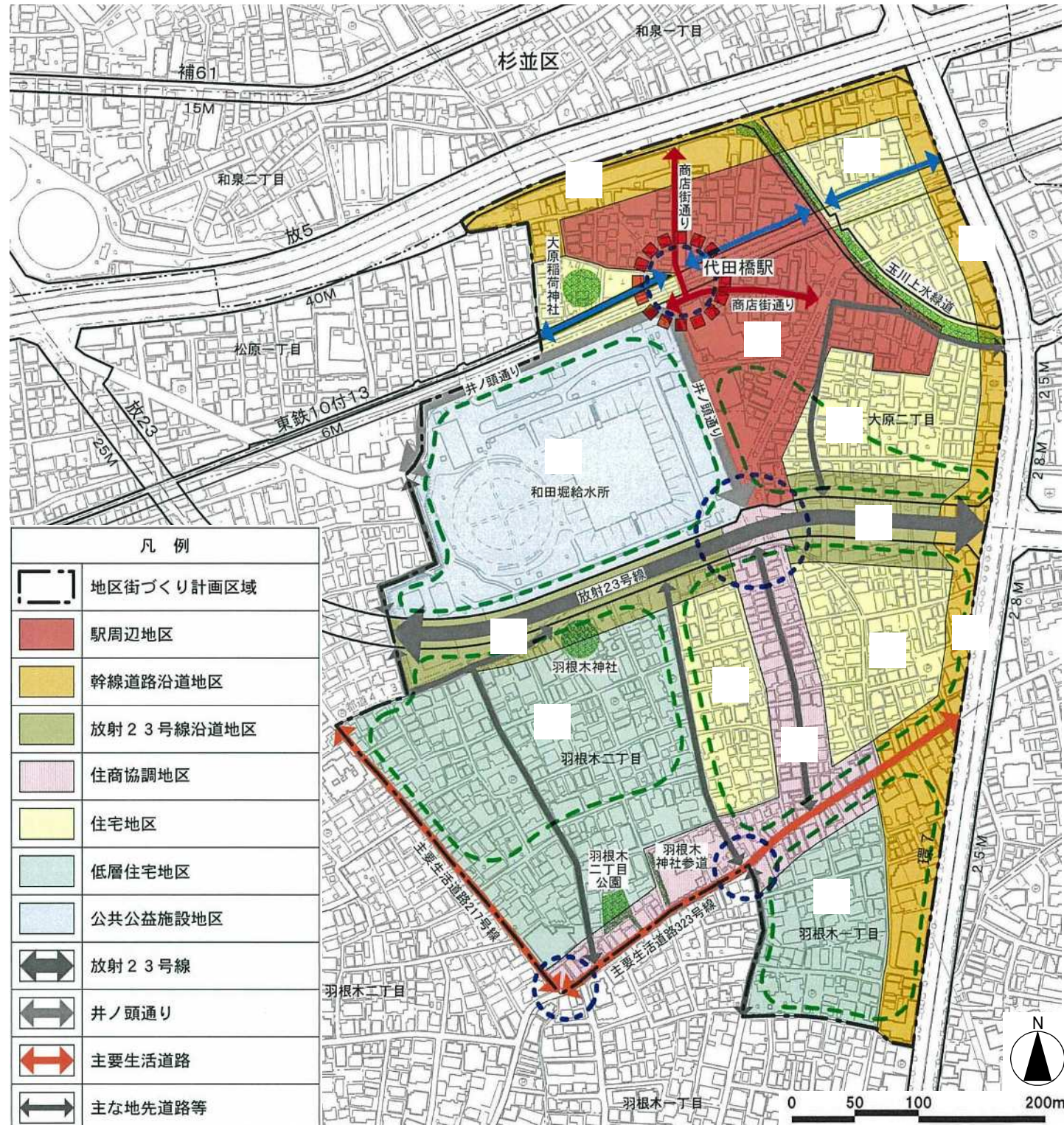


代田橋駅周辺地区 地区街づくり計画(案) 計画図

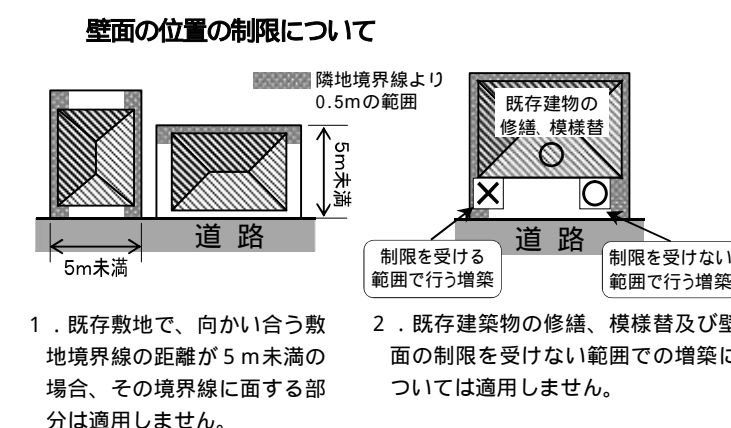


凡例

	地区街づくり計画区域
	駅周辺地区
	幹線道路沿道地区
	放射23号線沿道地区
	住商協調地区
	住宅地区
	低層住宅地区
	公共公益施設地区
	放射23号線
	井ノ頭通り
	主要生活道路
	主な地先道路等
	鉄道附属街路及び付替道路
	商店街通り
	駅前広場等
	安全対策が必要な交差点
	公園・神社等
	公園・広場等のオープンスペースを確保するエリア
	行政境界

風俗営業等の例

- ・キャバレー、ホストクラブ、低照度のバー、ラブホテル、ゲームセンター、マージャン屋、ぱちんこ屋など



代田橋駅周辺地区 地区街づくり計画(案) 建築物等に関する事項

地区区分	名称	駅周辺地区	幹線道路沿道地区	放射23号線沿道地区	住商協調地区	住宅地区	低層住宅地区	公共公益施設地区
建築物等の用途の制限	・ホテル・旅館、風俗営業等()を営む建築物は建築してはならない。 ・商店街通りに面する建築物の1階部分は住宅・共同住宅としてはならない。ただし、住宅等の出入口はこの限りでない。							—
建築物の構造の制限	・耐火建築物又は準耐火建築物とするように努める。							
敷地面積の最低限度		—	70㎡	—	—	70㎡	—	—
壁面の位置の制限	・建築物の外壁等は、次に示す壁面線を越えてはならない。 ・「主要生活道路」について、道路中心線から3mとする。 ・「商店街通り」について、道路境界線から0.5mとする。						・隣地境界線から建築物の外壁等までの距離は0.5m以上とする。()	—
壁面後退区域における工作物等の設置の制限	・「主要生活道路」及び「商店街通り」沿道では、壁面の位置の制限として定められた壁面線と道路境界線との間の区域には、門、フェンス、車止め、自動販売機等、通行の妨げとなる工作物等を設置してはならない。							
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	・建築物の屋根又は外壁の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに調和したものとする。 ・屋外広告物等の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに配慮したものとし、腐朽、腐食又は破損しやすい材料を使用してはならない。							—
垣又はさくの構造の制限		—						・道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等とし、フェンス等の場合は緑化に努める。ただし、道路面からの高さが0.6m以下の部分及び敷地の形状又は構造上やむを得ないものはこの限りでない。
樹木の保全と緑化の推進	・積極的に既存樹木の保全を図るとともに、敷地内の接道部の緑化、屋上緑化又は壁面緑化等に努める。							・敷地面積 100㎡以上 150㎡未満：中木3本 ・100㎡未満：中木2本 ただし、敷地面積の5%以上の緑化をしたものについてはこの限りでない。
自転車等駐車場の設置	・長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿を建築する場合は、住戸数以上の駐車台数を備えた自転車等駐車場を設けるように努める。							
狭あい道路の整備	・狭あい道路の後退用地や隅切り用地については、道路状に整備し、プランター、自動車、バイク、自転車等を置かないようにする。							
雨水流出抑制施設の設置	・建築物の敷地内に、雨水の河川等への流出を抑制するための施設（浸透ます、浸透地下埋設管、貯留施設、雨水タンクなど）を整備するように努める。							